

研修費用を市が一部負担します

～女性指導者研修事業補助金のお知らせ～



松本市では、男女共同参画に関する研修に参加し、その内容を活かして活躍しようとする女性を対象に、研修参加費や交通費等の一部を補助しています。あなたも研修に参加し、そこで学んだことを地域に活かしてみませんか。（平成31年度から理工系分野の進路選択に関する研修が加わりました！）

1 補助の対象となる研修

海外研修	(1)	男女共同参画社会の実現のため国際的視野をもつ人材育成を目的とする団体が主催する海外研修
国内研修	(2)	独立行政法人国立女性教育会館が主催する国内研修
	(3)	日本女性会議
	(4)	地方公共団体等が主催する男女共同参画に関する国内研修
	(5)	その他、市長が認める国内研修
理工チャレンジ関係研修	(6)	中学校・高等学校に在籍する生徒の理工系分野への進路選択に関する研修

2 対象者

松本市在住の女性

3 対象となる経費

研修参加費、交通費、宿泊費等（詳細はお問合せ下さい。）

4 補助額（予算枠に達した時点で終了となります。）

- (1) 海外研修：対象となる経費の3分の1（上限50,000円）
- (2) 国内研修：対象となる経費が15,000円以上となった時、対象経費の2分の1（上限25,000円）
- (3) 理工チャレンジ関係研修：対象となる経費の全額（上限25,000円）



5 申請方法及び研修後の活動

興味のある方は、必ず一度下記担当までお電話等でご連絡をお願いします。その際に、補助金の内容や申請の手順について詳しくご説明いたします。

研修後は、学んだ事を行政運営や地域で活かしていくことが求められます。

6 お問合せ先

松本市 住民自治局 人権共生課 男女共生担当

住所 〒390-0811 松本市中央 1-18-1 Mウイング3階

電話 0263-39-1105 / FAX 0263-37-1153

Mail kyousei@city.matsumoto.lg.jp

（2021年4月改定）

